

特定疾患等患者通院交通費助成

町では、特定疾患等患者が治療を受けるため、町外の医療機関へ通院している方に対し、交通費の一部を助成します。

対象になる方は？

特定疾患により医療の給付を受けている方及び、重度心身障害者医療受給者証の交付を受けている方で、月2回以上の通院を必要とし、片道150kmを超える病院(中標津町は対象外)まで通院している方。
※実際に羅臼町から通院した交通費のみが助成対象となりますので、町外へ長期滞在等を行い通院した場合、滞在中の交通費は助成の対象外となります。

いつの分から助成対象となるのか？

平成28年9月1日から平成29年2月28日までの通院分が対象となります。

申請の手続きは？

該当される方はまず「通院証明書」の用紙を役場保健福祉課窓口で受け取り、病院の証明をもらって下さい。申請時には「通院証明書」「印鑑」・「特定疾患等患者であることを証明できる書類」・「振込先を確認できる書類」を必ず持参して下さい。

締め切りは 3月10日(金)まで

《お問合せ先》 羅臼町役場 保健福祉課 福祉係(TEL87-2161)